

麻しん風しん混合ワクチンの定期接種に係る今後の取扱について （報告）

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部
予防接種課

武田社のMRワクチン（麻しん風しん混合ワクチン）の供給に関する主な経緯

武田薬品工業社の状況

令和6年1月16日

- MRワクチン、麻しんワクチンの自主回収を公表
 - ・有効期限内に麻しんウイルス力価が承認規格を下回るため
 - ・品質、有効性、安全性に関する見解、接種済の希望者への抗体価検査・追加接種の案内
 - ・一部ロットでは、力価が規格を満足する「使用可能な期限」（有効期限より短い）を設定し、使用を継続

令和6年3月21日

- 4月以降に出荷する製品の取扱いについて公表
 - ・力価低下の原因が特定できず
 - ・「使用可能な期限」を設定した製品の出荷を継続

令和6年4月10日

令和6年10月15日

- 一部ロットの出荷見合わせを公表
 - ・力価が出荷の基準を満たさなかったため、11月中旬に出荷再開の見込み
 - ・代替品として、阪大微生物病研究会・第一三共社のワクチンを案内するとともに、「使用可能な期限」を設定した製品の出荷を継続

令和6年11月26日

- 当面の間、MRワクチン**の出荷を停止すると公表

令和6年12月12日

厚生労働省の対応

- 課長通知（自主回収への対応）を发出
 - ・MRワクチンメーカー全体の今後の供給の見込み
 - 前年の実績と同程度を上限に、出荷量の調整を予定
 - 武田社で4月をメドに製品改善の準備中
 - ・供給量の調整見込みを踏まえた注文等の留意事項

- 事務連絡（安定供給の徹底）を发出
 - ・国内での麻しん感染事例の報告を受け、1月課長通知の留意事項に加え、定期接種の機会の確保を依頼

- 事務連絡（供給について（更新情報））を发出
 - ・供給量の調整見込みを踏まえた注文等の留意事項
 - ・「使用可能な期限」を設定した製品の出荷を継続

- 事務連絡（供給にかかる対応等）を发出
 - ・武田社の出荷見合わせにより不足が見込まれる数量を、阪大微生物病研究会・第一三共社に依頼し、前倒し出荷が行われる
 - ・11月以降についても、各社と出荷の調整を行う予定

- 事務連絡（今後の供給見通し等）を发出
 - ・代替供給により、今年度全体の出荷量は例年通り
 - ・12月以降の出荷数量の見通しを表で記載

令和6年度のMRワクチンの供給量

- 令和6年11月末に武田社のMRワクチンが出荷停止となったが、同社が出荷予定であった数量に相当するワクチンは、**第一三共社及び阪大微生物病研究会による増産及び前倒し出荷により代替供給が実施されているところ。**
- 令和6年度のワクチンの供給量については、**全体で例年と同程度の供給量である。**

武田社の出荷停止



令和6年度MRワクチンの供給量

単位：本

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
卸への出荷量 (1人分/本)	247,461	226,930	243,023	106,742	166,384	142,290	151,757	131,109	120,675	134,000	154,000	217,000	2,041,371

(参考) 令和5年度MRワクチンの供給量

単位：本

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
卸への出荷量 (1人分/本)	254,000	220,585	251,178	164,460	163,060	160,596	162,531	144,018	130,931	203,371	150,817	188,635	2,194,182

(参考) 令和4年度MRワクチンの供給量

単位：本

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
卸への出荷量 (1人分/本)	246,146	186,003	233,328	175,809	142,352	163,929	178,034	168,332	140,798	108,404	138,193	195,050	2,076,378

注：武田社、第一三共社、阪大微研の卸への出荷量の合計

出典：「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの今後の供給見通し等について」（令和6年12月12日付事務連絡）

医療機関及び自治体におけるMRワクチンの供給状況

日本小児科医会の第1回アンケート調査

日本小児科医会より12月末時点のMRワクチンの供給量に関する第1回アンケート調査結果（令和7年2月公表）

- ・MRワクチンの供給状況について、「まったく入荷しない」と回答した医療機関は5%。
- ・MRワクチンの接種状況について、「新規予約中止」と回答した医療機関は第1期が5%、第2期が8%。
- ・医療機関が存する地域や契約する取引先卸によってもワクチンの供給状況が異なり偏在が生じている。

供給不足を訴えた自治体への1回目ヒアリング概要

- ・武田社のワクチンのみを取り扱っている医療機関ではワクチンが不足しており、納入されない状況。
- ・住民からのワクチン接種の予約ができないという相談があり、昨年より接種者数も少ない状況。
- ・12月の時点において5カ所のMRワクチン受託医療機関で供給不足により一時的にMRワクチン接種の予約を停止していた。

安定供給に向けた厚生労働省の取組

- ワクチンメーカーに対して、出荷量見通しの不安解消のため、卸に供給スケジュールを早期に提示するよう要請。
- 卸各社に対して、不足を訴えた自治体・医療機関へのワクチンの配送及び安定供給について協力要請するとともに、医療機関への供給見通しを早期に提示するよう依頼。

日本小児科医会の第2回アンケート調査

日本小児科医会より2月中旬のMRワクチンの供給量に関する第2回アンケート調査結果（令和7年3月公表）

- ・前回回答者に対し1月との供給状況の比較を聞いたところ、21%の医療機関が改善と回答した。
- ・MRワクチンの定期接種期限の延長が必要と回答した医療機関は81%。
- ・1回目の調査と同様、地域や契約する取引先卸によってもワクチンの供給状況が異なり偏在が生じている。

供給不足を訴えた自治体への2回目ヒアリング概要

- ・夏から秋にかけては不足が深刻であった。例年通りではないが、現在は改善されてきている。
- ・予防接種の予約枠や接種時間が限られるなか、3月に駆け込み需要による接種があると、希望者全ての定期接種を実施することは困難。
- ・令和7年1月末までの第2期の接種率は69.6%であり、昨年同月の接種率が80.2%であったことから昨年よりも接種率が低い状況。

令和6年度内にMRワクチンを接種できなかった者への対応について

- 引き続き、卸各社に対して、不足を訴える自治体や医療機関へのワクチン配送を依頼するなど、流通改善の取組を継続。
- 他方で、3月末に定期接種の期限を迎える者が一定数想定されることから、3月末までに接種ができなかった者について、予防接種法施行規則第2条の8第4号の「特別の事情」に該当するとして、接種期間の延長を行う。

令和6年度の接種対象者

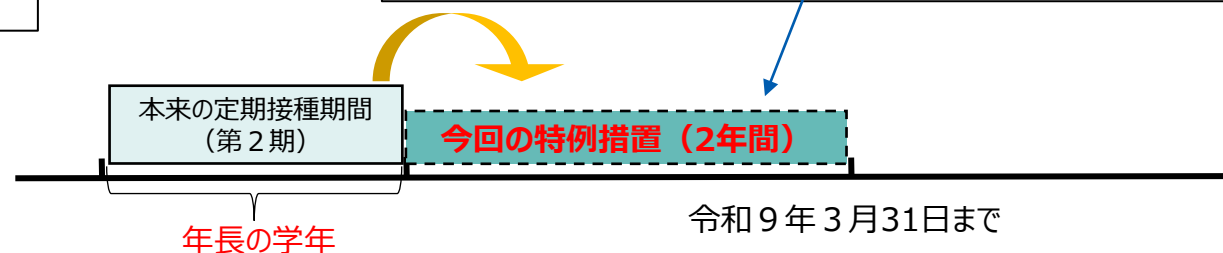
- 麻しん・風しんの定期の予防接種の対象者は、予防接種法施行令で定められている。
 - ・ 1歳以上2歳未満の小児
 - ・ 年長の学年（小学校に入学する前年の4月1日から小学校入学する年の3月31日まで）の小児
 - ・ 抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれ（令和6年度45歳から62歳）の男性
※ 令和6年度末まで
- 接種対象期間内に接種をしなければ、制度上、定期の予防接種という扱いにはならない。

今回の対応方針（接種期間の特例）

- やむを得ず定期接種を受けられなかったという事情があることを踏まえ、予防接種法施行規則第2条の8第4号に該当するものとして、**接種対象期間を延長し、令和7年4月1日から2年間**、定期の予防接種として公費で接種を受けられるようにする。

※ 今年4月から就学する方の
接種期間のイメージ（第2期）

ワクチンの大幅な供給不足等を理由にやむを得ず法定期間内に接種できなかった場合、**本来の期間を超えて公費で接種可能**となる



参考資料



(参照条文) 予防接種法施行令・施行規則

○ 予防接種法施行令

(市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者)

第三条 法第五条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十六号）附則第三条第一項（予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）附則第七条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症にあっては、当該疾病にかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

疾病	予防接種の対象者
風しん	一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者 二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

2 **前項の表の上欄に掲げる疾病（ロタウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。以下この項において「特定疾病」という。）**についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であつた者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）であつて、当該掲げる者であつた間に、**長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情**があることにより当該特定疾病に係る定期の予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、**当該特別の事情がなくなった日から起算して二年**（肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る定期の予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して一年）**を経過する日までの間**（厚生労働省令で定める特定疾病にあっては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、**当該特定疾病に係る法第五条第一項の政令で定める者とする。**

附 則

3 法第五条第一項の政令で定める者については、令和七年三月三十一日までの間、第三条第一項の表風しんの項中「**／一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者／二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの／**」とあるのは、「**／一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者／二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの／三 昭和三十七年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に生まれた男性／**」とする。

○ 予防接種法施行規則

(特別の事情)

第二条の八 令第三条第二項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- 一 前条に規定する疾病にかかったこと（これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつた場合に限る。）
- 二 臓器の移植術（臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第一条に規定する移植術をいう。）を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつた場合に限る。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、医学的知見に基づきこれらに準ずると認められるもの
- 四 **災害、令第三条第二項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつた場合に限る。）**

(参考) 麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について

○ 麻しん及び風しんの定期の予防接種に用いられるMRワクチンの供給状況を鑑み、第1期、第2期及び第5期の対象者であって当該MRワクチンの偏在等を理由に期間内に接種できなかった者について、予防接種法施行令第3条第2項及び予防接種法施行規則第2条の8第4項に基づき、接種期間を2年間（令和7年4月1日から令和9年3月31日まで）延長することとした内容に係る事務連絡を令和7年3月11日発出した。

事務連絡
令和7年3月11日

各都道府県
市町村
特別区
衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について

現在、麻しん及び風しんの定期の予防接種（以下「定期接種」という。）に使用されている乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MRワクチン」という。）については、「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの今後の供給見通し等について」（令和6年12月12日付け健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課・感染症対策課連名事務連絡。以下「供給見通し事務連絡」という。）において、武田薬品工業株式会社のMRワクチンの出荷停止の継続を受け、第一三共株式会社及び阪大微生物病研究会による前倒し出荷等が引き続き行われることにより、例年と同程度の供給量が確保される見込みである旨をお知らせしています。

また、供給見通し事務連絡のとおり、厚生労働省においては、MRワクチンの安定的な供給の確保や定期接種の確実な実施の観点から、各製造販売業者に対し、定期接種を実施する医療機関への供給等を優先する依頼を行うなど、MRワクチンの流通改善に向けた取組を進めており、各自治体においても管内地域の適切な供給確保に御協力いただいていると承知しています。

他方で、一部の自治体及び医療機関においてなお、MRワクチンの供給が行き届いていない旨の報告を受けていること、これまで接種を受けられていない対象者による短期間の駆け込み需要により接種体制の確保が困難な場合もあり得ることから、下記のとおり、接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者の取扱い等をお示しますので、特段の御配慮をいただき、円滑な定期接種の実施のため必要な対応を講じていただくようお願いいたします。

記

1. 接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者の取扱いについて

麻しん及び風しんの定期接種は、第1期（生後12月から生後24月に至るまでの間にある者）、第2期（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）に加え、令

和6年度末までの追加的措置として、第5期（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、抗体検査の結果、風しんの抗体が不十分な方）に該当する方に対して接種を行うこととされているところ、期間内に接種を受けられない、又は受けられなかった者が見込まれることから、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）第3条第2項及び予防接種法施行規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「規則」という。）第2条の8第4号に基づき、下記の（1）及び（2）のとおり接種対象期間を超えて接種を行って差し支えないこととします。特段の御配慮をお願いいたします。

（1）考え方について

現在、供給見通し事務連絡に記載の取組等を通じて、MRワクチンの安定供給が図られているものの、

- ・ 一部地域において、接種者のもとにワクチンが届くまでの供給の接続が上手くいっておらず、局部的かつ一時的に大幅なワクチンの偏在等が生じていること
- ・ それに起因して、当該地域では、接種が各年代とも後ろ倒しになっている現状があり、他方で、接種体制には限界があることから、一定程度、年度内に接種を受けられない者がいると見込まれることから、今般、規則第2条の8第4号に規定する「災害、令第3条第2項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由」に該当するものとし、当該事由により接種対象期間内に定期接種を受けられなかった者については、令第3条第1項に規定する時期を超えた場合であっても、麻しん及び風しんの定期接種を実施して差し支えないこととします。

【対象者について】

第1期	令和6年度内に生後24月に達する。又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第2期	令和6年度における第2期の対象者（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者 (注) 令和7年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。

（2）対象となる場合の接種可能期間について

今般のMRワクチンの偏在や供給の課題については、厚生労働省から、製造販売業者及び卸売販売業者に対して不足を訴えている自治体や医療機関に対するワクチンの配送を依頼する等の対応をとることで改善に向かっていること、接種体制の限界については、令和6年度末で接種対象期間が終了することに起因していることから、令第3条第2項に規定する「特別の事情」は令和6年度末まで（令和7年3月31日まで）で解消が見込まれるため、令第3条第2項の規定に基づき、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間、接種対象期間を超えて接種を行って差し支えないこととします。

2. 麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について（再周知）

現時点において、各製造販売業者から卸売販売業者への継続的な出荷が行われており、卸売販売業者から医療機関等への適切な量の発注に応じた対応が可能である旨の報告を受けていますので、今般、接種対象期間が延長されることも踏まえ、「麻しん及び風しんの定期接種対象者に対する積極的な接種勧奨等について（依頼）」（令和6年12月26日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長・厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長連名通知）にて周知のとおり、麻しん及び風しんの流行予防等の観点から、定期接種の対象者であって接種を受けられない者及びその保護者に対して、引き続き情報提供及び積極的な接種勧奨の取組を行うようお願いいたします。

3. MRワクチンの安定供給について（再周知）

定期接種を希望する方が適切に接種できる数量のワクチンが順次供給される予定ですが、ワクチンの偏在を防ぎ安定的な供給を図るためには、各医療機関等に対して適切な量が提供されることが必要であることから、引き続き、供給見通し事務連絡記載の留意事項について、貴管内の医療機関等や卸売販売業者に対して周知徹底いただくようお願いいたします。

以上